

改正

平成12年3月28日条例第35号

平成13年3月28日条例第22号

平成15年3月14日条例第19号

平成17年6月29日条例第24号

平成25年10月1日横書き施行

平成25年12月24日条例第39号

平成25年12月24日条例第44号

令和元年7月10日条例第12号

令和3年9月28日条例第42号

佐倉市水道事業給水条例

佐倉市水道事業給水条例（昭和34年佐倉市条例第16号）の全部を改正する。

目次

第1章 総則（第1条—第5条）

第2章 給水装置工事及びその費用（第6条—第15条）

第3章 給水（第16条—第26条）

第4章 料金、手数料及び加入負担金（第27条—第37条）

第5章 管理（第38条—第41条）

第6章 貯水槽水道（第41条の2・第41条の3）

第7章 罰則（第42条・第43条）

第8章 補則（第44条）

附則

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、市水道事業の給水について料金及び給水装置工事の費用負担、その他の供給条件並びに給水の適正を保持するために、必要な事項を定めることを目的とする。

（給水区域）

第2条 市水道事業の給水区域は、本市の全域とする。

(定義)

第3条 この条例において「給水装置」とは、需要者に水を供給するために管理者の施設した配水管から分岐して設けられた給水管及びこれに直結する給水用具をいう。

2 この条例において「給水装置工事」とは、給水装置の新設、改造、修繕又は撤去に関する工事をいう。

(給水装置の種類)

第4条 給水装置は、次の3種とする。

- (1) 専用給水装置 1世帯又は1箇所専用するもの
- (2) 共用給水装置 2世帯以上で共用するもの
- (3) 私設消火栓 消防用に使用するもの

(給水家屋の標識)

第5条 市は、給水する家屋の存する敷地内の確認しやすい場所に一定の標識を掲げる。

第2章 給水装置工事及びその費用

(給水装置の新設等の申込み)

第6条 給水装置を新設、改造又は撤去しようとする者は、上下水道事業管理者（以下「管理者」という。）の定めるところにより、あらかじめ管理者に申し込み、その承認を受けなければならない。

(工事の施行)

第7条 給水装置工事（水道法（昭和32年法律第177号。以下「法」という。）第16条の2第3項ただし書に規定する給水装置の軽微な変更を除く。）は、管理者又は管理者が同条第1項の規定により指定をした者（以下「指定給水装置工事事業者」という。）が施行する。

2 前項の規定により管理者が給水装置工事を施行する場合においては、当該給水装置工事に関する利害関係人の同意書等の提出を求めることができる。

3 前2項に掲げるもののほか、指定給水装置工事事業者に関し必要な事項は、管理者が別に定める。

(給水管及び給水用具の構造及び材質)

第8条 管理者は、災害等による給水装置の損傷を防止するとともに、給水装置の損傷の復旧を迅速かつ適切に行うことができるようにするため必要があると認めるときは、給水装置の配水管への取付口から水道メーター（以下「メーター」という。）までの工事に用いる給水管及び給水用具について、その構造及び材質の基準を定めることができる。

2 給水装置を新設、改造又は修繕しようとする者は、その工事に用いる給水管及び給水用具について、前項の基準に適合するよう努めなければならない。

3 第1項の規定による指定の権限は、法第16条の規定に基づく給水契約の申込みの拒否又は給水の停止のために認められたものと解釈してはならない。

(設計審査及び工事検査)

第9条 第6条の規定により承認を受けた者は、当該承認に係る給水装置工事を指定給水装置工事事業者の施行により行う場合は、あらかじめ管理者の設計審査を受け、かつ、工事完成後に管理者の工事検査を受けなければならない。

(工事費の負担区分)

第10条 給水装置工事に要する費用（以下「工事費」という。）は、当該給水装置を新設、改造、修繕又は撤去する者の負担とする。ただし、管理者が特に必要があると認めたものについては、管理者においてその費用を負担することができる。

(工事費の算出方法)

第11条 管理者が施行する給水装置工事の工事費は、次の各号に掲げる費用の合計額とする。

- (1) 材料費
- (2) 運搬費
- (3) 労力費
- (4) 道路復旧費
- (5) 工事監督費
- (6) 間接経費

2 前項各号に定めるもののほか、特別の費用を必要とするときは、その費用を加算する。

3 前2項に規定する工事費の算出に関して必要な事項は、別に管理者が定める。

(工事費の予納)

第12条 管理者が施行する給水装置工事を申し込む者は、設計によって概算した給水装置工事の工事費をあらかじめ納入しなければならない。ただし、管理者がその必要がないと認めた給水装置工事については、この限りでない。

2 前項の規定により納入された工事費は、給水装置工事が完成した後に清算する。

(給水装置の所有権の移転の時期等)

第13条 管理者が給水装置工事を施行した場合における当該給水装置の所有権移転の時期は、当該給水装置工事の工事費が完納になった時とし、その管理は当該給水装置工事の工事費が完納にな

るまでの間においても工事申込者の責任とする。

(工事費の未納の場合の措置)

第14条 管理者が施行する給水装置工事の工事費を工事申込者が指定期限内に納入しないときは、管理者は、その給水装置を撤去することができる。

2 前項の規定により管理者が給水装置を撤去した後なお市に損害があるときは、当該給水装置工事の申込者は、市にその損害を賠償しなければならない。

(給水装置の変更等の工事)

第15条 管理者は、配水管の移転その他特別な理由によって給水装置に変更を加える工事を必要とするときは、当該給水装置の所有者の同意がなくても、当該工事を施行することができる。

第3章 給水

(給水の原則)

第16条 給水は、非常災害、水道施設の損害、公益上その他やむを得ない事情及び法令又はこの条例の規定による場合のほか、制限又は停止することはない。

2 前項の規定により給水を制限又は停止しようとするときは、その日時及び区域を定めて、その都度これを予告する。ただし、緊急やむを得ない場合は、この限りでない。

3 第1項の規定による給水の制限又は停止のため損害を生ずることがあっても、市は、その責めを負わない。

(給水の申込み)

第17条 水道を使用しようとする者は、管理者が定めるところにより、あらかじめ管理者に申し込み、その承認を受けなければならない。

(給水装置の所有者の代理人)

第18条 給水装置の所有者が市内に居住しないとき、又は管理者において必要があると認めるときは、給水装置の所有者は、この条例に定める事項を処理させるため、市内に居住する代理人を選定し、管理者に届け出なければならない。

(管理人の選定)

第19条 次の各号のいずれかに該当する者は、水道の使用に関する事項を処理させるため、管理人を選定し、管理者に届け出なければならない。

- (1) 給水装置を共有する者
- (2) 給水装置を共用する者
- (3) その他管理者が必要と認めた者

2 管理者は、前項の管理人を不相当と認めるときは、変更させることができる。

(メーターの設置)

第20条 管理者は、使用水量を計量するため、給水装置に市のメーターを設置する。ただし、管理者がその必要がないと認めるときは、この限りでない。

2 管理者は、使用水量を計量するため特に必要があると認めるときは、受水槽に接続する装置に市のメーターを設置することができる。

3 前2項に規定するメーターの設置の位置は、管理者が定める。

(メーターの管理)

第21条 水道の利用者又は管理人若しくは給水装置の所有者(以下「水道利用者等」という。)は、前条の規定により設置されたメーターを適切に管理しなければならない。

2 前項の管理義務を怠ったためにメーターを亡失又はき損した場合は、その損害を賠償しなければならない。

(妨害物件のたい積等の禁止)

第22条 水道利用者等は、メーターの設置場所にその点検を妨害するような物件をたい積し、又は工作物を設けてはならない。

2 前項の規定に違反したときは、管理者は、必要な処置をなし、その費用を違反者から徴収することができる。

(届出)

第23条 水道利用者等は、次の各号のいずれかに該当するときは、あらかじめ管理者に届け出なければならない。

- (1) 水道の使用を開始するとき。
- (2) 水道の使用をやめるとき。
- (3) 用途を変更するとき。
- (4) 消防の演習に私設消火栓を使用するとき。

2 水道利用者等は、次の各号のいずれかに該当するときは、速やかに管理者に届け出なければならない。

- (1) 水道利用者の氏名又は住所に変更があったとき。
- (2) 給水装置の所有者に変更があったとき。
- (3) 消防用として水道を使用したとき。
- (4) 管理人に変更があったとき、又はその住所に変更があったとき。

(私設消火栓の使用)

第24条 私設消火栓は、消防又は消防の演習の場合のほか、使用してはならない。

2 私設消火栓を消防の演習に使用するときは、管理者の指定する職員の立会いを受けなければならない。

(水道使用者等の管理上の責任)

第25条 水道使用者等は、給水装置を適切に管理し、給水装置に異常があるときは、直ちに修繕しなければならない。

2 水道使用者等は、前項の規定による管理義務を怠ったために市に損害を与えたときは、その賠償をしなければならない。

(給水装置及び水質の検査)

第26条 管理者は、給水装置又は給水する水の水質について、水道使用者等から請求があったときは、検査を行い、その結果を請求者に通知する。

2 前項の検査において特別の費用を要したときは、当該費用は、請求者の負担とする。

第4章 料金、手数料及び加入負担金

(料金の支払義務)

第27条 水道料金（以下「料金」という。）は、水道の使用者又は管理人から徴収する。

2 共用給水装置によって水道を使用する者は、料金の納入について、連帯責任を負うものとする。

(料金)

第28条 料金は、1月について次の表により算定した基本料金と従量料金の合計額に100分の110を乗じて得た額とする。ただし、その額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

(1) 基本料金

用途	メーターの口径	料金
一般用	13ミリメートル	557円
	20ミリメートル	1,168円
	25ミリメートル	2,090円
	30ミリメートル	3,698円
	40ミリメートル	6,378円
	50ミリメートル	10,291円

	75ミリメートル	22,940円
	100ミリメートル	40,736円
	150ミリメートル	88,976円
臨時用	13ミリメートル	1,560円
	20ミリメートル	2,080円
	25ミリメートル	4,160円
	30ミリメートル	5,200円
	40ミリメートル	10,400円

注 臨時用とは、ビル、住宅等の新築、増改築及び解体工事その他臨時に水を使用する場合をいう。

(2) 従量料金

使用水量	料金（1立方メートルにつき）
1立方メートルから 10立方メートルまで	88円
11立方メートルから 20立方メートルまで	138円
21立方メートルから 30立方メートルまで	180円
31立方メートルから 70立方メートルまで	230円
71立方メートル以上	270円

(料金の算定)

第29条 料金の算定の基準は、あらかじめ管理者が定めた隔月の定例日（以下「定例日」という。）にメーターの点検を行い、その計量した使用水量をもってその日の属する月分及びその前月分の使用水量として料金を算定するものとする。この場合において、各月の使用水量は等量とみなし、1月分の使用水量に1立方メートル未満の端数を生じたときは、この端数をいずれか一方の月の使用水量に加えるものとする。

2 前項の規定にかかわらず、やむを得ない理由があるときは、管理者は、定例日以外の日に点検を行い、料金の算定をすることができる。

(使用水量の認定)

第30条 管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、メーターの計量によらず使用水量を認定する。

(1) メーターに異常があったとき。

(2) 使用水量が不明なとき。

2 共用給水装置の使用水量は、各戸均等に使用したものとみなす。

(中途使用等の場合の料金の算定)

第31条 第28条及び第29条の規定にかかわらず、定例日を過ぎ、次の定例日までの間において水道の使用を開始し、又は中止した場合における、その使用を開始し、又は中止した日の属する月の基本料金は、当該月における使用日数に応じ、第28条に規定する基本料金を日割計算して得た額とする。ただし、その額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

2 第28条及び第29条の規定にかかわらず、定例日を過ぎ、次の定例日までの間において水道の使用を開始し、又は中止したときの従量料金は、次のとおりとする。

(1) その日数が1月以内のとき 1月分として算定する。

(2) その日数が1月を超えるとき 2月分として算定する。

3 定例日を過ぎ、次の定例日までの間において、メーターの口径に変更があった場合は、第28条及び第29条の規定にかかわらず、変更後のメーターの口径により算定する。

4 管理者は、水道使用者等が給水を受けることをやめた場合においても第23条第1項第2号の規定による届出をしない間は、基本料金を徴収する。

(臨時使用の場合の概算料金の前納)

第32条 工事その他の理由により一時的に水道を使用する者は、水道の使用の申込みの際、管理者が定める概算料金を前納しなければならない。ただし、管理者がその必要がないと認めたときは、この限りでない。

2 前項の概算料金は、水道の使用をやめたときに清算する。

(料金の徴収方法)

第33条 料金は、納入通知書、口座振替又は地方自治法(昭和22年法律第67号)第231条の2の3第1項に規定する指定納付受託者による納付の方法により隔月に徴収する。ただし、管理者が必要と認めるときは、この限りでない。

(水道料金の減免に関する特別措置)

第34条 料金は、給水の停止又は制限をしたときでも減免しない。ただし、給水の停止(第40条の

規定による給水の停止を除く。)が連続して5日以上になるときは、使用者の請求によって日割でこれを還付することができる。

(料金の軽減又は免除)

第35条 管理者は、次の各号のいずれかに該当するものについては、料金を軽減又は免除することができる。

- (1) 公益のために特に必要と認めて使用した水量
- (2) 天災その他の災害により著しい被害を受けた者
- (3) 前2号に定めるもののほか、特別な理由があると認める者

(手数料)

第36条 手数料は、次の各号に掲げる区分により、申込者から申込みの際、これを徴収する。ただし、管理者が特別の理由があると認めた申込者からは、申込み後に徴収することができる。

- (1) 管理者が給水装置工事の設計をするとき 1件につき64,000円
- (2) 法第16条の2第1項の指定を受けようとするとき 1件につき22,000円
- (3) 法第16条の2第1項の指定を受けている者が当該指定を受けていることを証する書面を毀損し、若しくは紛失したとき、又は当該書面の記載事項を変更するとき 1件につき3,000円
- (4) 法第25条の3の2第1項の指定の更新を受けようとする者 1件につき1万円
- (5) 第9条の設計審査を受けようとするとき 1件につき4,500円
- (6) 第9条の工事検査を受けようとするとき 次の表に掲げる額

メーターの口径	手数料の額(1個につき)	備考
30ミリメートル未満	3,000円	再検査における手数料の額は、メーターの口径に応じた手数料の額とする。
30ミリメートル以上50ミリメートル未満	7,500円	
50ミリメートル以上	9,000円	

- (7) 法第16条の2第3項ただし書の規定による確認を受けようとするとき 1回につき52,500円

(加入負担金)

第37条 給水装置を新設し、又は給水管の口径を増径しようとする者(第32条第1項に規定する者を除く。)は、管理者に加入負担金(以下「負担金」という。)を納入しなければならない。この場合において、増径しようとする者の負担金は、新口径に係る負担金の額と旧口径に係る負担

金の額との差額とする。

- 2 給水装置の所有者が、その給水装置を廃止し、新規に給水装置を設置する場合の負担金の額は、廃止する給水装置に係る負担金の額と新設する給水装置に係る負担金の額との差額とする。
- 3 第20条第2項の規定により受水槽に接続する装置に市のメーターを設置する場合にあっては、当該装置を給水装置とみなし、戸別の負担金を納入しなければならない。
- 4 負担金は、次の表に掲げる額に100分の110を乗じて得た額とし、第6条の申込み後管理者が定める納期限の日又は第39条第3項の確認申請後管理者が定める納期限の日までに納入しなければならない。

口径	加入負担金の額
13ミリメートル	15万円
20ミリメートル	20万円
25ミリメートル	40万円
30ミリメートル	50万円
40ミリメートル	100万円
50ミリメートル	150万円
75ミリメートル	300万円
100ミリメートル	600万円
125ミリメートル	900万円
150ミリメートル	1,500万円

- 5 既納の負担金は、還付しない。ただし、管理者が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

第5章 管理

(給水装置の検査)

第38条 管理者は、水道の管理上必要があると認めるときは、給水装置を検査することができる。

(給水装置の基準違反に対する措置等)

第39条 管理者は、水道使用者等の給水装置の構造及び材質が水道法施行令（昭和32年政令第336号）第6条に規定する給水装置の構造及び材質の基準に適合していないときは、その者の給水契約の申込みを拒み、又はその者が給水装置をその基準に適合させるまでの間その者に対する給水を停止することができる。

- 2 管理者は、水道使用者等の給水装置が管理者又は指定給水装置工事事業者の施行した給水装置工事に係るものでないときは、その者の給水契約の申込みを拒み、又はその者に対する給水を停止することができる。ただし、法第16条の2第3項ただし書に規定する給水装置の軽微な変更であるとき、又は同項ただし書の規定による確認が行われたときは、この限りでない。
- 3 前項の確認を受けようとする者は、当該確認を容易に行うことができる状態にした上で、管理者に申請するものとする。

(給水の停止)

第40条 管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、水道の利用者に対し、その理由の継続する間、給水を停止することができる。

- (1) 水道の利用者が、第11条の工事費、第28条の料金又は第36条の手数料を指定期限内に納入しないとき。
- (2) 水道の利用者が、正当な理由がなく、第29条の使用水量の計量又は第38条の検査を拒み、又は妨げたとき。
- (3) 給水栓を、汚染のおそれのある器物又は施設と連絡して使用する場合において、警告を發しても、なお、これを改めないとき。

(給水装置の切離し)

第41条 管理者は、次の各号のいずれかに該当する場合において、水道の管理上必要があると認めるときは、給水装置を配水管から切り離すことができる。

- (1) 給水装置の所有者が60日以上所在が不明で、かつ、給水装置の利用者がいないとき。
- (2) 給水装置が、使用中止の状態にあつて、将来使用の見込みがないと認めるとき。
- (3) 第6条の承認を受けずに給水装置が設置されたとき。

第6章 貯水槽水道

(管理者の責務)

第41条の2 管理者は、貯水槽水道(法第14条第2項第5号に定める貯水槽水道をいう。以下同じ。)の管理に関し必要があると認めるときは、貯水槽水道の設置者に対し、指導、助言及び勧告を行うことができるものとする。

- 2 管理者は、貯水槽水道の利用者に対し、貯水槽水道の管理等に関する情報提供を行うものとする。

(設置者の責務)

第41条の3 貯水槽水道のうち簡易専用水道(法第3条第7項に定める簡易専用水道をいう。次項

において同じ。)の設置者は、法第34条の2の定めるところにより、その水道を管理し、及びその管理の状況に関する検査を受けなければならない。

2 前項に規定する簡易専用水道以外の貯水槽水道の設置者は、別に定めるところにより、当該貯水槽水道を管理し、及びその管理の状況に関する検査を行うよう努めなければならない。

第7章 罰則

(過料)

第42条 市長は、次の各号のいずれかに該当する者に対し、5万円以下の過料を科することができる。

- (1) 第6条の承認を受けないで、給水装置を新設、改造又は撤去した者
- (2) 正当な理由がなく、第20条のメーターの設置、第29条の使用水量の計量、第38条の検査又は第40条の給水の停止を拒み、又は妨げた者
- (3) 第24条第1項の規定に違反して私設消火栓を使用し、又は同条第2項の規定に違反して職員の立会いを受けないで私設消火栓を使用した者
- (4) 第25条第1項の給水装置の管理義務を著しく怠った者
- (5) 第28条の料金又は第36条の手数料の徴収を免れようとして詐欺その他不正の行為をした者
- (6) 給水を目的外に使用し、又は他人に分与若しくは販売した者

第43条 市長は、詐欺その他不正の行為によって第28条の料金又は第36条の手数料の徴収を免れた者に対し、その徴収を免れた金額の5倍に相当する金額（当該5倍に相当する金額が5万円を超えないときは、5万円とする。）以下の過料を科することができる。

第8章 補則

(委任)

第44条 この条例の施行に関し必要な事項は、管理者が定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成10年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日前に改正前の佐倉市水道事業給水条例の規定によってなされた承認、申込みその他の行為は、改正後の佐倉市水道事業給水条例中に相当する規定があるときは、当該相当する規定によってなされたものとみなす。

3 この条例の施行前にした行為に対する過料の適用については、なお従前の例による。

附 則（平成12年 3 月28日条例第35号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成12年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則（平成13年 3 月28日条例第22号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成13年10月 1 日から施行する。

（経過措置等）

- 2 この条例による改正後の佐倉市水道事業給水条例第28条の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後の使用に係る料金について適用し、施行日前の使用に係る料金については、なお従前の例による。
- 3 施行日前最後の定例日の翌日から施行日以後最初の定例日までの間における料金は、施行日前の使用日数及び施行日以後の使用日数に応じて、日割りにより算定する。この場合において、各々算定した料金の合計額に 1 円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

附 則（平成15年 3 月14日条例第19号）

この条例は、平成15年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成17年 6 月29日条例第24号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成17年10月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の佐倉市水道事業給水条例第31条の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に水道の使用を開始し、又は中止した場合の料金について適用し、施行日前に水道の使用を開始し、又は中止した場合の料金については、なお従前の例による。

附 則（平成25年12月24日条例第39号抄）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成26年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置等）

- 4 第22条の規定による改正後の佐倉市水道事業給水条例第28条の規定にかかわらず、施行日前から継続して水道の供給を受けている者に係る料金であって、施行日から平成26年 4 月30日までの

間に料金の額が確定するもの（施行日以後初めて料金の額が確定する日が同月30日後であるもの
にあつては、当該確定したもののうち、施行日以後初めて確定する料金の額をその直前の料金の
額が確定した日から施行日以後初めて料金の額が確定する日までの期間の月数で除し、これにそ
の直前の料金の額が確定した日から同月30日までの期間の月数を乗じて計算した金額に係る部分
に対応する部分）については、なお従前の例による。

5 前2項の月数は、暦に従って計算し、1月に満たない端数が生じたときは、これを1月とする。

附 則（平成25年12月24日条例第44号抄）

（施行期日）

1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（令和元年7月10日条例第12号）

（施行期日）

1 この条例は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

（1） 第1条の規定による改正後の佐倉市水道事業給水条例（以下「改正後条例」という。）第
5条並びに第7条及び第8条に1項を加える改正規定 公布の日

（2） 第1条の規定による改正後条例第28条、第36条、第37条第4項及び第39条第1項の改正規
定並びに次項及び第3項の規定 令和元年10月1日

（3） 第2条の規定 令和2年4月1日

（経過措置等）

2 第1条の規定による改正後条例第28条の規定にかかわらず、施行日前から継続して水道の供給
を受けている者に係る料金であつて、施行日から令和元年10月31日までの間に料金の額が確定す
るもの（施行日以後初めて料金の額が確定する日が同月31日後であるものにあつては、当該確定
したもののうち、施行日以後初めて確定する料金の額をその直前の料金の額が確定した日から施
行日以後初めて料金の額が確定する日までの期間の月数で除し、これにその直前の料金の額が確
定した日から同月31日までの期間の月数を乗じて計算した金額に係る部分に対応する部分）につ
いては、なお従前の例による。

3 前項の月数は、暦に従って計算し、1月に満たない端数が生じたときは、これを1月とする。

附 則（令和3年9月28日条例第42号）

（施行期日）

1 この条例は、令和4年4月1日から施行する。ただし、第36条第4号の改正規定は、令和6年
9月30日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の佐倉市水道事業給水条例（以下「改正後条例」という。）第28条第1号の表及び第2号の表の規定は、令和4年4月1日（以下「施行日」という。）以後の使用に係る使用料の額について適用し、施行日前の使用に係る使用料の額については、なお従前の例による。この場合において、施行日以後の直近の定例日（佐倉市水道事業給水条例第29条第1項に規定する定例日をいい、同条第2項の規定により使用料を算定した定例日以外の日を含む。以下同じ。）に算定する使用料の額は、改正前の佐倉市水道事業給水条例第28条第1号の表及び第2号の表の規定を適用して算定した使用料の額に施行日前の直近の定例日の翌日から施行日の前日までの日数を施行日前の直近の定例日の翌日から施行日以後の直近の定例日までの日数で除して得た数を乗じて得た額（その額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）と、改正後条例第28条第1号の表及び第2号の表の規定を適用して算定した使用料の額に施行日から施行日以後の直近の定例日までの日数を施行日前の直近の定例日の翌日から施行日以後の直近の定例日までの日数で除して得た数を乗じて得た額（その額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）とを合算した額とする。